

令和2年7月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年6月分)について

令和2年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年6月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和2年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが32件、令和元年度が48件、平成30年度が13件、平成29年度が10件、平成28年度が3件、平成27年度以前が39件、合計145件（市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた16件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な124件について、一覧で事象をお示ししています。

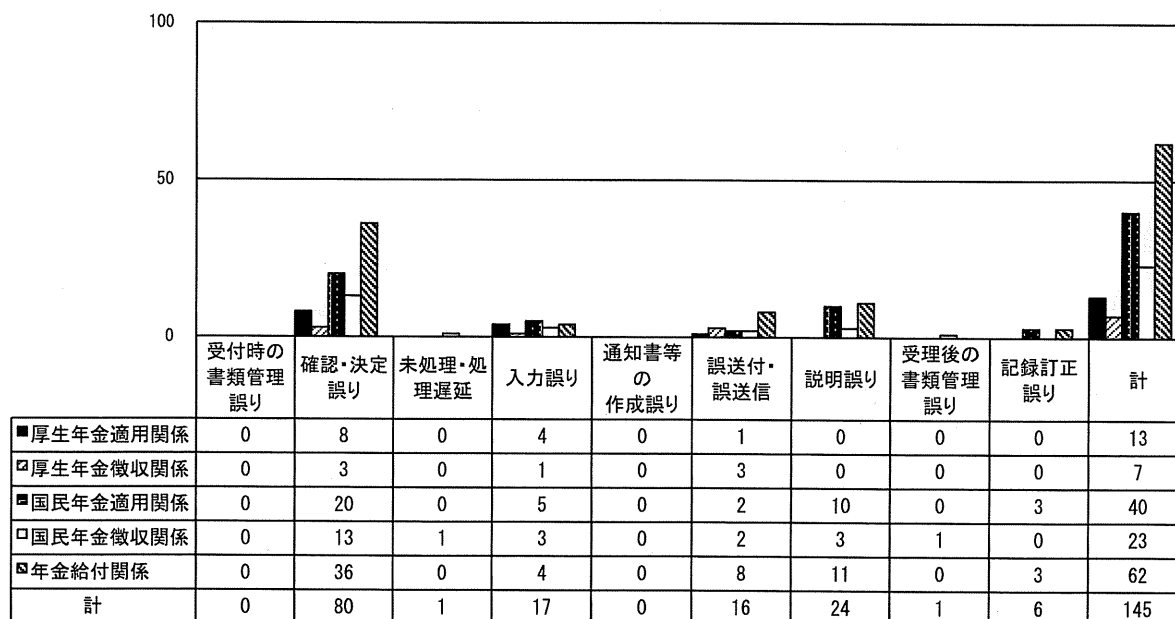
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	28(3)	0	0	1	1(1)	1	0	5(1)	3(1)	3(2)	10(3)	13(3)	48(10)	145(31)
割合	19.3%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	0.7%	0.0%	3.4%	2.1%	2.1%	6.9%	9.0%	33.1%	100.0%

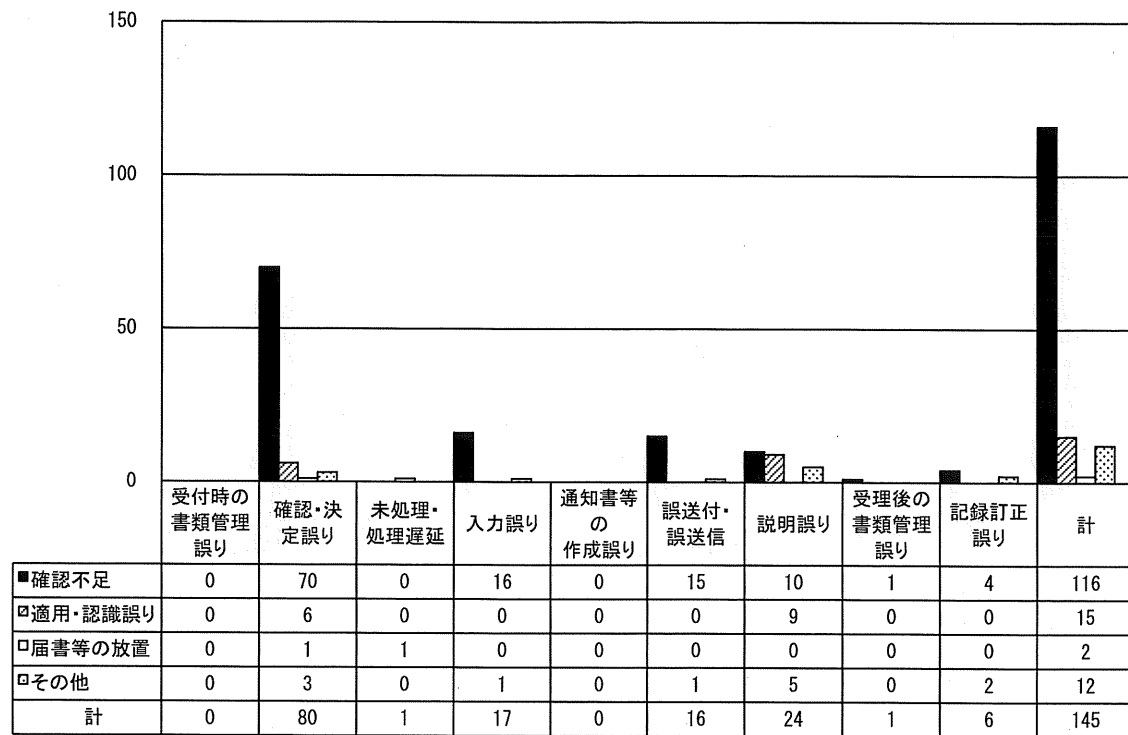
社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

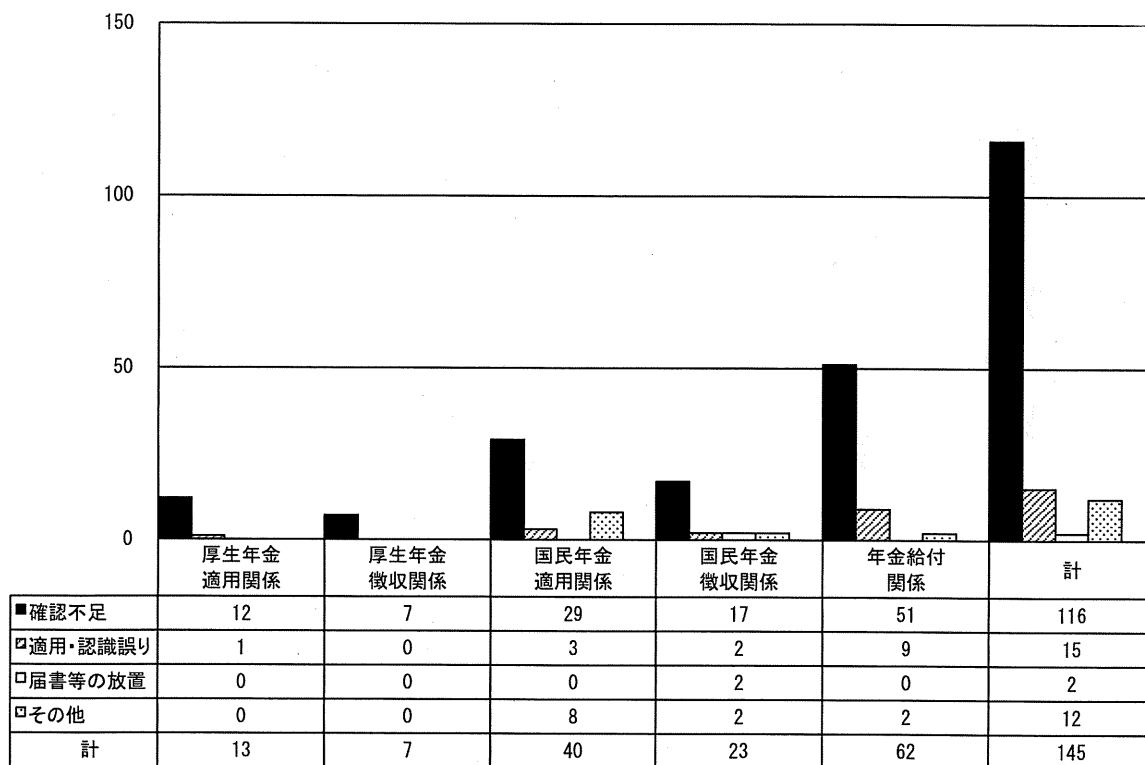
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



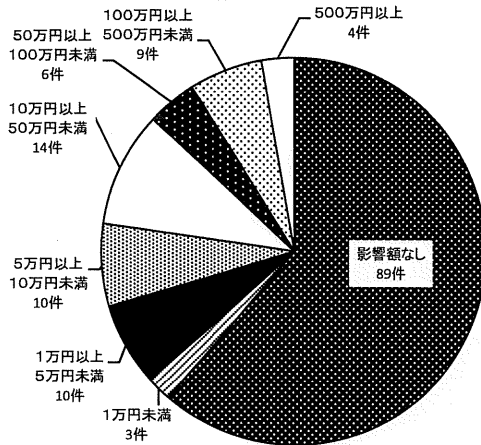
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

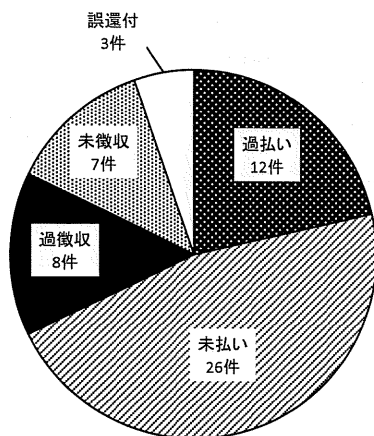


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		12	5	28	19	25	89
1万円未満		0	0	0	1	2	3
1万円以上 5万円未満		0	0	4	2	4	10
5万円以上 10万円未満		0	0	2	1	7	10
10万円以上 50万円未満		1	0	4	0	9	14
50万円以上 100万円未満		0	1	1	0	4	6
100万円以上 500万円未満		0	0	1	0	8	9
500万円以上		0	1	0	0	3	4
計		13	7	40	23	62	145

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	12件	8,808,890	734,074
未払い	26件	32,950,426	1,267,324
過徴収	8件	11,875,081	1,484,385
未徴収	7件	3,896,130	556,590
誤還付	3件	553,640	184,546
計	56件	58,084,167	1,037,217

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	81件	55.9%
外部	64件	44.1%
計	145件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年7月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	10件	1,186万円	105,475件	607.1億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	18件	1,914万円	4,874件	12.5億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	5件	915万円	1,607件	13.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	3件	409万円	177件	4,642万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	37万円	105件	1,108万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	9件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	1件	3万円	432件	7,588万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	27件	2,953万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	15件	121万円	1,599件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	2件	59万円	22件	725万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	36万円	17件	1,364万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	2件	238万円	2,128件	22.2億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	3件	111万円	71件	421万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	12件	362万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	3件	264万円	37件	2,659万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	73件	3.9億円	204件	11.3億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	179件	911万円	23,703件	17.3億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	4万円	597件	7.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	4件	3,389万円	444件	23.7億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	382件	833万円	78,261件	15.1億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	3件	144万円	89件	1.4億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年6月分の事務処理誤り一覧(1～17ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～6
2. 厚生年金徴収関係	 2P	整理番号 7～11
3. 国民年金適用関係	 3P	整理番号 12～47
4. 国民年金徴収関係	 7P	整理番号 48～68
5. 年金給付関係	 10P	整理番号 69～124

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(18～20ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2020年 5月15日	2020年 5月27日	○事業所より問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した通知書を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2		入力誤り	千葉	千葉	2020年 1月23日	2020年 5月13日	○事業所から問合せがあり、委託業者における資格取得届の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額が決定・通知されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 7月18日	2020年 2月25日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届における支払基礎日数の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届における支払基礎日数の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4	賞与支払届の誤り	入力誤り	埼玉	越谷	2020年 3月31日	2020年 4月23日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った保険料額を通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2020年 6月8日	2020年 6月8日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認不足により、誤った資格喪失予定日を通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正しました。 ●担当部署において、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6		入力誤り	広島	広島広域 事務センター	2020年 4月22日	2020年 6月25日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者における新規適用届の確認不足により、事業所情報を誤って登録したことから、事業所宛の算定基礎届が誤登録した社会保険労務士に送付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。算定基礎届は回収し、訂正処理を行い事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して新規適用届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
7	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2017年 9月頃	2019年 10月15日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録方法の確認不足により、保険料額を誤って登録したため、保険料の過徴収があることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。	5事業所	過徴収	501,203
8		入力誤り	神奈川	事務センター	2020年 5月8日	2020年 5月26日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って入力したため、誤った保険料が記載された納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
9	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2020年 5月12日	2020年 5月27日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書の処理における確認不足により、正しい還付予定日を登録しなかったため、誤った還付予定日を事業所にお知らせしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明・訂正しました。 ●担当部署において、保険料等還付請求書の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10	厚生年金徴収関係届書等の交付誤り	誤送付・誤送信	山口	山口	2020年 5月22日	2020年 6月8日	○事業所から問合せがあり、窓口交付時の確認不足により、他の事業所宛の書類を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って交付した書類は回収しました。 ●担当部署において、窓口交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
11	厚生年金徴収関係届書等の送信誤り	誤送付・誤送信	山口	下関	2020年 5月26日	2020年 5月26日	○担当部署で確認したところ、ファクシミリ送信時の確認不足により、送信先を誤って送信していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送信した書類は回収しました。 ●担当部署において、ファクシミリ送信時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
12	国民年金資格取得届の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 12月11日	2020年 4月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得処理をする際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
13			神奈川	事務センター	2017年 11月29日	2019年 12月10日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金資格取得届を処理する際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	16,490
14			愛知	名古屋広域事務センター	2020年 5月25日	2020年 6月4日	○市区町村から連絡があり、委託業者において、国民年金資格取得処理をする際の入力を誤ったため、誤った氏名を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1995年 7月13日	2019年 11月19日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
16			東京	大田	1961年 4月1日	2019年 7月19日		1名	なし	0
17			東京	大田	1976年 3月29日	2019年 10月24日		1名	なし	0
18			京都	上京	1986年 4月16日	2019年 11月7日		1名	なし	0
19			茨城	日立	2018年 4月4日	2020年 4月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました	1名	なし	0
20			福岡	福岡広域事務センター	2019年 5月31日	2020年 4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			神奈川	港北	2020年 3月10日	2020年 3月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の口座振替のスケジュールの確認が不足し、既に納付書で前納していたにもかかわらず、口座振替による納付も行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替の処理スケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,410

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	宮城	仙台広域事務センター	2016年 2月28日	2019年 3月27日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
23			大阪	八尾	2019年 8月29日	2019年 11月7日		1名	なし	0
24			岡山	岡山東	2019年 4月頃	2020年 2月25日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25			京都	上京	2016年 6月29日	2020年 3月10日		1名	なし	0
26			岡山	岡山東	2019年 12月頃	2020年 2月25日		1名	なし	0
27			福岡	西福岡	2005年 3月1日	2020年 1月8日	○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
28			愛知	笠寺	2019年 4月15日	2020年 4月7日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認が不足し、65歳まで任意加入しても満額にならないにもかかわらず、満額になると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
29			東京	武蔵野	2018年 6月21日	2020年 3月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、受給権確保に必要な月数を誤って案内していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	212,330
30	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2017年 5月30日	2019年 11月30日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足し、必要な高齢任意加入の案内を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	82,450
31			大阪	大手前	2019年 11月18日	2020年 4月7日	○お客様から問合せがあり、お客様から基礎年金番号の照会があった際の確認が不足し、別人の基礎年金番号を伝えたため、別人の基礎年金番号で3号該当処理がされていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
32		記録訂正誤り	大阪	守口	1997年 10月24日	2017年 4月4日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
33	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	神奈川	藤沢	1998年 2月頃	2020年 2月13日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
34	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	広島	呉	2014年 12月頃	2019年 11月28日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しなくなった際の勤奨状が送付されておらず、第1号被保険者への種別変更がされず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	553,670
35			愛知	名古屋北	2020年 1月30日	2020年 3月27日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金資格取得届を受理する際の資格取得日の確認が不足し、至急処理が必要な届書であったにもかかわらず、通常処理分として進達したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市区町村に対し、書類の進達時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	16,490
36			東京	東京広域 事務センター	2019年 5月9日	2020年 2月20日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
37	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 3月16日	2019年 12月16日		1名	なし	0
38			埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 2月28日	2020年 2月19日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	16,340
39			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 12月9日	2020年 6月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40		入力誤り	広島	福山	1987年 1月22日	2020年 4月9日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、誤った3号該当日を入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41		説明誤り	愛知	名古屋西	2020年 4月2日	2020年 4月22日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者に該当すると誤った案内をし、国民年金保険料口座振替辞退申出書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	記録訂正誤り	兵庫	明石	2014年 11月25日	2020年 3月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の配偶者記録の確認が不足し、国民年金第3号被保険者に該当しない期間まで国民年金第3号被保険者として処理を行っていたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の配偶者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	91,500
43	国民年金第3号(特例)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2000年 11月29日	2019年 12月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要のなかった国民年金第3号特例届を受付し、処理していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	誤還付	445,800
44		入力誤り	長野	長野南	2007年 5月14日	2020年 5月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号特例届を処理する際の実績が不足し、別人の配偶者情報を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号特例届を処理する際の実績を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1985年 4月頃	2019年 6月6日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理されていたため、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を徴収しました。 ●市区町村に対し、住所の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	2,915,760
46	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2020年 1月24日	2020年 2月10日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所に送付すべき国民年金第3号被保険者関係届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者関係届の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
47	国民年金適用関係届書等の交付誤り	誤送付・誤送信	福岡	博多	2016年 9月12日	2018年 2月13日	○担当部署で確認したところ、年金手帳を再交付する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号で年金手帳を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金手帳を回収し、正しい年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、年金手帳を再交付する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
48	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2020年 1月24日	2020年 3月12日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	説明誤り	千葉	幕張	2020年 5月12日	2020年 5月12日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、失業特例による国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない期間で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	2名	なし	0
50	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2015年 2月6日	2019年 11月5日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51			広島	広島東	2019年 2月6日	2020年 5月18日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
52			京都	中京	2011年 7月頃	2019年 7月11日		1名	なし	0
53			埼玉	浦和	2017年 4月27日	2020年 2月7日	○市区町村から連絡があり、法定免除の該当及び非該当の処理をする際、該当の処理のみを行い、非該当の処理が漏れたため、法定免除に該当しなくなったにもかかわらず、法定免除となっていたことが判明しました。 ●担当者が免除理由消滅通知書を送付し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54		説明誤り	岐阜	大垣	2020年 2月11日	2020年 2月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、法定免除について案内する際、障害状態を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
55	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2020年 3月26日	2020年 6月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56			富山	富山	2020年 4月20日	2020年 5月11日	○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替停止の際の確認が不足し、誤って別人の口座を停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止の際の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2020年 3月27日	2020年 4月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額を領収しました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58		入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年 3月11日	2020年 4月20日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
59			埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 5月22日	2020年 5月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
60	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	2020年 4月3日	2020年 5月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書送付時の確認不足により、別送先住所へ納付書の発送を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付書送付時の別送先住所の確認を徹底するよう周知しました。	39名	なし	0
61	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2018年 3月26日	2020年 6月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、過誤納が発生しているにもかかわらず、還付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	17,030
62	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2019年 6月20日	2019年 6月21日	○機構本部から連絡があり、督促状を送付する際の確認不足により、督促状発行の対象でない方に対し、誤って督促状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、督促状発行対象者の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
63			神奈川	川崎	2019年 3月5日	2019年 5月23日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押処理をする際、延滞金の確認不足により、既に延滞金を領収しているにもかかわらず再度、延滞金を領収していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	5,953
64			宮城	仙台南	2018年 5月10日	2019年 11月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の差押をする際、既に時効消滅している期間の保険料を差押していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	21,340

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	奈良	桜井	2020年 3月18日	2020年 3月18日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
66			北海道	事務センター	2020年 4月2日	2020年 4月3日	○担当部署で確認したところ、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書の返戻文書を発送する際に、誤って他のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した返戻文書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
67	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2017年 12月31日	2020年 5月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、クレジットカード納付申出書の進達を漏らしたため、処理が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	98,940
68		受理後の書類管理誤り	大阪	吹田	2020年 5月20日	2020年 5月29日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	9名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
69	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2020年 3月16日	2020年 4月21日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
70			埼玉	大宮	2019年 3月25日	2019年 10月28日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の障害者特例の受付日の確認不足から、事実と異なる日付で老齢年金の障害者特例を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には老齢年金の障害者特例の受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	82,509
71			兵庫	尼崎	1993年 12月1日	2019年 9月19日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72,366
72			鳥取	鳥取	1976年 4月16日	2019年 6月12日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	84,317
73			島根	浜田	1971年 12月1日	2019年 11月15日	●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,592
74		説明誤り	埼玉	大宮	2020年 4月10日	2020年 6月25日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、委託社会保険労務士が老齢年金の退職改定が行われない方に対し、退職改定が行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
75			神奈川	平塚	2015年 8月26日	2019年 9月24日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際の合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,918,479
76			香川	高松東	2007年 9月13日	2019年 11月21日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際の合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,283,948

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
77	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1993年 11月1日	2018年 10月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、恩給期間を誤って共済組合期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	35,067
78			神奈川	厚木	2020年 2月13日	2020年 4月30日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に共済期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	201,963
79	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	2001年 1月12日	2019年 11月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	66,590
80			埼玉	春日部	2005年 1月13日	2019年 3月29日		1名	過払い	171,694
81			長野	長野南	1997年 6月10日	2019年 11月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定したため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	442,279
82			島根	松江	2003年 1月12日	2020年 2月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	56,322
83	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	東京	中野	2020年 1月14日	2020年 3月10日	○お客様から問合せがあり、お客様の意向の確認不足から、お客様が老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、老齢基礎年金の繰下げ請求書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	2,309,113
84			千葉	市川	2019年 3月29日	2019年 7月19日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金のみに繰下げ請求し、老齢基礎年金については繰下げ待機を希望している方に対し、繰下げ請求書の記載方法の説明を誤り受付したことから、繰下げ支給の老齢基礎年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	過払い	445,760

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
85	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	京都	下京	2019年 12月9日	2020年 1月8日	○機構本部から連絡があり、繰下げ支給の老齢基礎年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って65歳から受給するための請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	過払い	1,119,532
86		入力誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 4月4日	2020年 3月17日	○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、繰下げ待機を希望しているにもかかわらず、年金請求書の処理時に繰下げ待機の入力を漏らし、65歳から支給の年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	732,113
87			香川	高松広域 事務センター	2020年 3月6日	2020年 4月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が年金請求書の処理時に繰下げ請求年月日の入力を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	52,031
88		説明誤り	東京	渋谷	2019年 4月12日	2019年 12月4日	○お客様から問い合わせがあり、老齢年金の繰下げ請求をした場合は、繰下げ請求書を年金事務所です受付した日が属する月の翌月から老齢年金が支給開始となるが、請求書を提出する時期の案内を漏らしたため、年金事務所での受付が1月遅れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	247,256
89			千葉	松戸	2018年 1月12日	2019年 10月24日	○機構本部から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、被用者年金一元化法施行前に既に退職共済年金を受給しているため、法施行後に老齢厚生年金は繰下げ請求ができなくなる方に対し、法施行後も70歳まで繰下げすることができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
90	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2019年 10月24日	2019年 11月14日	○共済組合から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91			本部	年金給付部	1975年 2月1日	2019年 3月27日	○担当部署において確認したところ、遺族年金決定時の確認不足から、続柄を誤って登録し年金を決定したため、遺族年金が失権せず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には続柄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,856,430

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
92	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	京都	京都南	2016年 7月9日	2019年 11月20日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、街角の年金相談センターにおいて、遺族厚生年金が請求できることを説明していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	443,872
93	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2020年 3月12日	2020年 3月16日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
94			本部	障害 年金センター	2020年 4月30日	2020年 5月29日	○市役所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、提出する必要がある障害状態確認届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95			本部	障害 年金センター	2020年 4月2日	2020年 4月8日	○担当部署で確認したところ、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害基礎年金の受給権者にその後別の傷病で障害が残ったことで、前後の障害をあわせ1級として障害基礎年金を決定すべきところ、2級の障害基礎年金を新たに決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害年金の併合認定について再確認しました。	1名	なし	0
96			本部	障害 年金センター	2019年 10月17日	2020年 2月27日	○お客様から問合せがあり、併合認定制度の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級2級として障害年金を決定すべきところ、不支給決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の併合認定について再確認しました。	1名	未払い	1,171,579
97			本部	障害 年金センター	2020年 1月23日	2020年 4月15日	○年金事務所から連絡があり、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害認定日で決定すべきところ、受付日で決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,299,366
98	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	栃木	宇都宮東	2014年 7月23日	2020年 6月1日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った支給開始年齢の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
99	加給年金の誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2020年 3月19日	2020年 5月11日	○年金事務所から連絡があり、加給年金額支給停止事由該当届の記載内容の確認不足から、停止年月日の入力を誤り処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	560,507
100	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2018年 2月2日	2019年 8月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定後に厚生年金被保険者記録の訂正があったにもかかわらず、年金の再裁定を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受給権者の記録に訂正があった場合には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,000
101			福岡	東福岡	1987年 2月5日	2019年 11月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で年金の再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,674,402
102	年金選択の誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	2002年 5月頃	2019年 10月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	1,734,338
103		説明誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 12月6日	2019年 11月21日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士がお客様に有利となる年金選択の方法を誤って説明し年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	27,251
104			愛知	名古屋北	2018年 9月30日	2020年 3月27日	○他の年金事務所から連絡があり、年金選択の取扱いの確認不足から、併給することができない過払いの年金について、お客様に過払い年金の返納は不要と誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
105	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年 5月8日	2019年 12月11日	○担当部署において確認したところ、届書受付後の確認不足から、届書を処理する部署へ年金請求書を正しく回付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	33,275

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
106	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2019年 12月2日	2020年 4月15日	○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、未支給年金請求書を受付する際、共済組合が支給する年金を受給している場合は、共済組合へ回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において未支給年金の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
107		説明誤り	栃木	宇都宮西	2019年 10月28日	2019年 10月30日	○担当部署において確認したところ、未支給年金の支給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が未支給年金を受けることができない方に対し、誤って未支給年金を受けることができると説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
108		入力誤り	本部	中央 年金センター	2020年 3月23日	2020年 5月18日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	827,764
109	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2020年 1月28日	2020年 4月10日	○担当部署において確認したところ、記録訂正時の確認不足から、記録訂正を行う必要がない記録を誤って訂正したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,908
110			神奈川	藤沢	2001年 10月25日	2019年 11月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	118,848
111			愛媛	松山西	2008年 4月21日	2019年 8月1日		1名	過払い	110,463
112	振替加算の説明誤り	説明誤り	愛知	豊橋	2011年 1月24日	2019年 8月20日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、振替加算の加算対象となるため、老齢基礎年金加算開始事由該当届の提出を案内する必要があるにもかかわらず案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,379
113	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2012年 11月1日	2020年 3月17日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,694,704

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
114	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	東京	足立	2020年 4月16日	2020年 5月1日	○お客様から問合せがあり、手続きに必要な添付書類の確認不足から、窓口で年金受給権者受取機関変更届受付したにもかかわらず、誤って返戻していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様が希望される口座へ訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
115			奈良	奈良	2019年 5月10日	2019年 8月30日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理不要としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
116	年金給付関係通知書等の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2020年 3月25日	2020年 5月1日	○機構本部から連絡があり、年金請求書処理時の確認不足から、配偶者情報の入力を誤ったため、記載内容に誤りがある年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の年金証書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
117	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	埼玉	所沢	2020年 5月26日	2020年 5月28日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、他のお客様に送付すべき被保険者記録回答票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録回答票を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
118			群馬	前橋	2020年 6月5日	2020年 6月8日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、他のお客様に送付すべき住民票等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した住民票等を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
119	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	神奈川	小田原	2020年 4月20日	2020年 4月24日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様に送付すべき年金証書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
120			本部	障害年金センター	2020年 5月21日	2020年 5月28日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、委託業者が他のお客様に送付すべき障害状態確認届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した障害状態確認届を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
121	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	横浜西	2020年 3月30日	2020年 6月5日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、交付時の確認不足から、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
122	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島南	2020年 6月2日	2020年 6月3日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、戸籍をお客様へお返しする際、誤って他のお客様の老齢厚生年金請求書を戸籍とともに交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した老齢厚生年金請求書を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
123			愛媛	松山西	2020年 6月13日	2020年 6月13日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
124			福岡	直方	2020年 5月25日	2020年 5月25日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、他のお客様の氏名等を記載した受付控を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事象
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔三共済〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にを行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カウ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。